

倫理規定

一般社団法人

ななお・なかのと就労支援センター

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人ななおかのと就労支援センター（以下「当センター」とする）の役職員が、休眠預金等活用事業を適正かつ公正に実施するために遵守すべき倫理基準を定め、社会的信頼の確保と公益の増進に寄与することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当センターの役員、職員、契約スタッフ、ボランティアその他当団体の業務に従事するすべての者に適用する。

第3条（基本姿勢）

基本的人権を公益性を重視し、法令、定款、各種規程および契約を遵守する。

公正・中立・透明な姿勢を保持し、社会的信頼を損なう行為を行わない。

すべての人の基本的人権を尊重し、差別的な取り扱いを行わない。

利益相反を回避し、個人的利益を優先させない。

個人情報および機密情報を適切に取り扱う。

ハラスメントその他の不適切な行為を行わない。

第4条（法令等の遵守）

役職員は、関連法令、休眠預金等活用法、JANPIAとの契約、当センターの規程類を遵守し、適正な業務運営に努める。

第5条（利益相反の防止）

業務遂行において、個人的利益と団体の利益が相反する状況を避ける。

利益相反が生じる可能性がある場合は、速やかに上長またはコンプライアンス担当に申告する。

必要に応じて、当該業務から除外される。

第6条（公正な取引）

不正な利益供与、贈収賄、便宜供与その他不当な取引を行わない。

特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない

取引先の選定は、公正な基準に基づき透明性を確保して行う。

第7条（情報管理）

業務上知り得た個人情報および機密情報を適切に管理し、漏えい・不正利用を防止する。

情報公開は、関連規程に基づき適切に行う。

第 8 条（ハラスメントの禁止）

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他のハラスメント行為を禁止し、健全な職場環境の維持に努める。

第 9 条（内部通報）

不正行為や規程違反を認知した場合は、内部通報制度に基づき報告する。
通報者が不利益を受けないよう保護する。

第 10 条（違反時の措置）

本規程に違反した場合、就業規則その他の規程に基づき、懲戒等の措置を講じることがある。

第 11 条（規程の見直し）

本規程は、必要に応じて見直しを行い、適切な倫理体制の維持に努める。

付則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する